

「計画相談支援」利用契約書

様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人上島町社会福祉協議会（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供される計画相談支援を受けることについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1章 総則

（契約の目的）

第1条 事業者は障害者総合支援法「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）に基づき、利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、計画相談支援を適切に提供します。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の障害支援区分の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し出がない場合は、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

（計画相談支援）

第3条 事業者は、相談支援専門員にサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面談して心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する上で解決すべき課題等を把握（以下「アセスメント」という。）します。
- 3 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料金等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとします。
- 4 相談支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
- 5 相談支援専門員は、当該アセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等を勘案し、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を利用する上での留意事項、支給決定期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成します。
- 6 相談支援専門員は、前項で作成したサービス等利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付等の対象になるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族等に対して説明し利用者等の同意を得た

上で決定するものとします。

- 7 相談支援専門員は、支給決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見等を求めることとします。

(サービス等利用計画作成後の便宜の供与)

第4条 事業者はサービス等利用計画作成後において、次の各号に定める指定相談支援サービスを提供するものとします。

- (1) 相談支援専門員はサービス等利用計画の作成後、実施状況の把握及び利用者について継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には利用者等に対し、支給決定等に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- (2) 相談支援専門員はモニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

(サービス等利用計画の変更)

第5条 利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

(障害者支援施設等への紹介)

第6条 事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

(相談支援専門員の交替等)

第7条 事業者は必要に応じ、相談支援専門員を交替することができます。ただし、その場合には利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分注意するものとします。

- 2 利用者は、事業者が任命した相談支援専門員の交替を希望する場合には当該相談支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して相談支援専門員の交替を申し出ることができます。

第2章 サービス利用と料金の支払い

(利用者負担及び実費負担)

第8条 事業者の提供する計画相談支援に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて上島町からサービス利用料金に相当する給付を受領する（法定代理受領）ため、利用者の自己負担はありません。なお、通常の事業実施地域以外の地域を訪問し計画相談支援を行う場合には、それに要した交通費又はその実費を負担していただきます。

(サービス利用料金の変更)

第9条 第8条に定めるサービス利用料金は、給付費体系に変更があった場合、事業者

は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

第3章 事業者の義務

(記録保存整備義務)

第10条 事業者は、利用者に対する計画相談支援の実施について記録を作成整備し、その提供の日から5年間保存します。利用者又は代理人はこの記録の開示を求めることができます。

(守秘義務)

第11条 事業者及び相談支援専門員は、本契約による計画相談支援を提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

2 前項にかかわらず、利用者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第4章 損害賠償（事業者の義務違反）

(損害賠償責任)

第12条 事業者は、計画相談支援の提供における事業所の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について、賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、利用者の故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第5章 契約の終了

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第13条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (3) 事業所が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (4) 第14条から第16条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- (5) 第2条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約の更新手続きがとられた場合は除く。）

(契約者からの中途解約)

第14条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場

合には、利用者は契約終了を希望する日の2日前までに、事業者へ通知するものとします。

- 2 利用者は、事業者が作成したサービス等利用計画に同意できない場合は、本契約を即時に解約することができます。

(契約者からの契約解除)

第15条 利用者は、事業者もしくは相談支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくは相談支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- (2) 事業者もしくは相談支援専門員が第11条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくは相談支援専門員が故意又は過失により利用者及びその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(事業者からの契約解除)

第16条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができるものとします。

- (1) 計画相談支援の実施に際し、利用者がその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者若しくは相談支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第6章 その他

(緊急時・事故発生時の対応)

第17条 利用者の容態に急変が生じた場合、事故が発生した場合は、速やかに医療機関、家族等に連絡を取るなど必要な対応を講じるものとします。

- 2 事業者は、計画相談支援の提供によって事故が生じた場合には、速やかに愛媛県及び上島町に連絡して必要な措置を講じるものとします

(苦情処理)

第18条 事業者は、提供した計画相談支援に関する利用者又は家族等からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため苦情受付窓口を設置するとともに、苦情を受けた場合には内容を記録するものとします。

(協議事項)

第19条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法その他諸法令に定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。